

# ひたちなか市第3次環境基本計画 (概要版)

～暮らしと自然が共生し、  
ゆとりと潤いのある  
自立協働都市を目指して～

2021年3月  
ひたちなか市

## 目 次

1 計画の基本的な考え方(本編第2章)	1
環境問題の動き	1
計画の範囲	2
計画の期間	2
2 基本的な方針(本編第3章)	3
目指す環境像	3
SDGs	4
計画の体系	5
3 施策の展開(本編第4章)	6
アプローチ1 『自然環境』	6
アプローチ2 『都市環境』	7
アプローチ3 『地球環境／循環型社会』	8
アプローチ4 『生活環境』	9
アプローチ5 『パートナーシップ』	10
4 リーディングプロジェクト(本編第5章)	11
気候変動対策の推進	11
河川環境対策の推進	12
環境を意識したライフスタイルの推進	12
5 計画の推進(本編第6章)	13

# 1 計画の基本的な考え方(本編第2章)

## ●環境問題の動き

今日における世界的な環境問題としては、気候変動による異常気象、海洋プラスチックごみ汚染をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性の損失などが挙げられます。この環境問題は、私たちの日々の生活や経済活動に由来する温室効果ガスなどが原因の1つとされているため、日々の生活において一人ひとりが環境負荷に関して考え、行動することが求められています。

また、2015年には、国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。

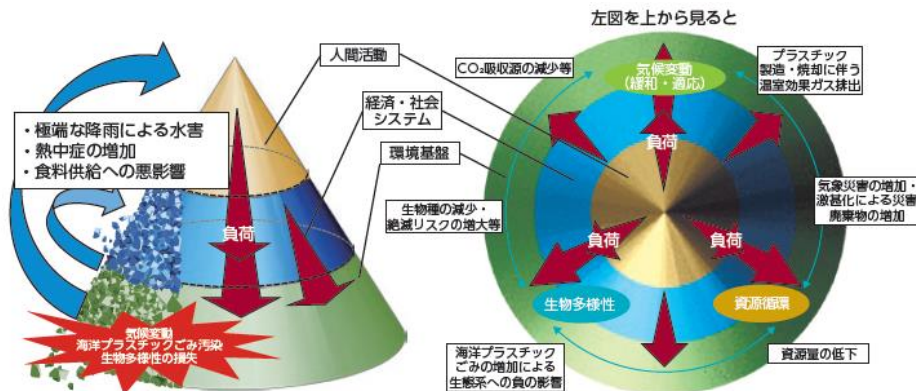
環境問題の中でも気候変動については、2015年にフランスのパリで開催された締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。また、先進国だけでなく、途上国を含めたすべての国が、目標達成に向けた国内対策を進めることを義務付けています。



参考：国際連合広報センターより「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド」環境省

日本では、地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030年度に2013年度比で26%の水準にすることとしました。さらに気候変動適応計画を策定し、7つの分野「農業、森林・林業、水産業分野」、「水環境・水資源分野」、「自然生態系分野」、「自然災害・沿岸域分野」、「健康分野」、「産業・経済活動分野」、「国民生活・都市生活分野」について災害等を未然に防ぐ、もしくは被害を最小限に抑える対策を行っています。

本市では、第2次環境基本計画の期間満了に伴い、本市において影響が避けられない世界的な環境問題に取り組むため、SDGsの考え方や気候変動問題を包括した「ひたちなか市第3次環境基本計画」を策定しました。



資料：環境省

●計画の範囲

本計画の対象は、ひたちなか市域全体とし、市が先頭に立ち、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。また、本計画の対象分野は、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境／循環型社会」、「生活環境」及び「パートナーシップ」の5つの分野とします。さらに、関連する分野については、連携を強化しながら、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとしします。

自然環境
地形・地質／河川・海岸／動物／植物／ 身近な水辺・自然／ひたちなか地区の自然 など
都市環境
都市景観／公園・緑地／歴史的・文化的環境／ 暮らしのマナー・モラル など
地球環境／循環型社会
地球環境(地球温暖化／オゾン層破壊／酸性雨 等)／ 資源・エネルギー／廃棄物／水資源・水循環／自動車交通など
生活環境
大気汚染／水質汚濁／騒音・振動／悪臭／土壌汚染／ 地盤沈下／有害化学物質等／環境放射線等 など
パートナーシップ
環境教育／環境学習／環境情報／環境保全活動 など

●計画の期間

「ひたちなか市第3次環境基本計画」の期間は、2030年度までの10年間とします。

ただし、「ひたちなか市第3次総合計画」との整合性を図るため、また個別施策の展開にあたって計画を円滑に推進するため、施策等については2025年度を中間目標とし、見直しを行います。

計 画	年 度									
	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
市第3次総合計画 後期基本計画	◎									
市第3次環境基本 計画	☆					◎				

◎:目標年度 ☆:中間目標(見直し)

## 2 基本的な方針(本編第3章)

ひたちなか市第3次環境基本計画の目指す環境像は、次のとおりとします。

### 暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市

#### ■ 暮らしと自然が共生……とは

本市は、身近で豊かな自然に囲まれ、多くの人々がそこで暮らすとともに、工業・水産都市として活発な産業活動が行われています。

今後は、地球環境にやさしい循環を基調としたライフスタイルやワークスタイルの浸透を図るとともに、暮らしと産業と自然の共生する都市を目指します。

#### ■ ゆとりと潤いのある自立協働都市……とは

本市は、市民憲章やコミュニティ活動を通じた市民ぐるみの緑化運動などを実施し、ゆとりや潤い、快適さを実感できる花と緑に包まれた都市づくりを目指しています。また、本市は、全国から多様な人材が集り、活発に市民間の交流が行われています。

今後は、美しく豊かな自然環境など、恵まれた条件と地域の資源を最大限に活用しながら、市民、事業者及び市が協働し、市民相互のネットワークを広げ、暮らしたくなるまち、暮らし続けたいまちを目指していきます。

目指す環境像を実現するためには、総合的、体系的に施策の方向性を示す必要があります。この計画では目指す環境像を実現するための取組の視点として、5つのアプローチを提示します。

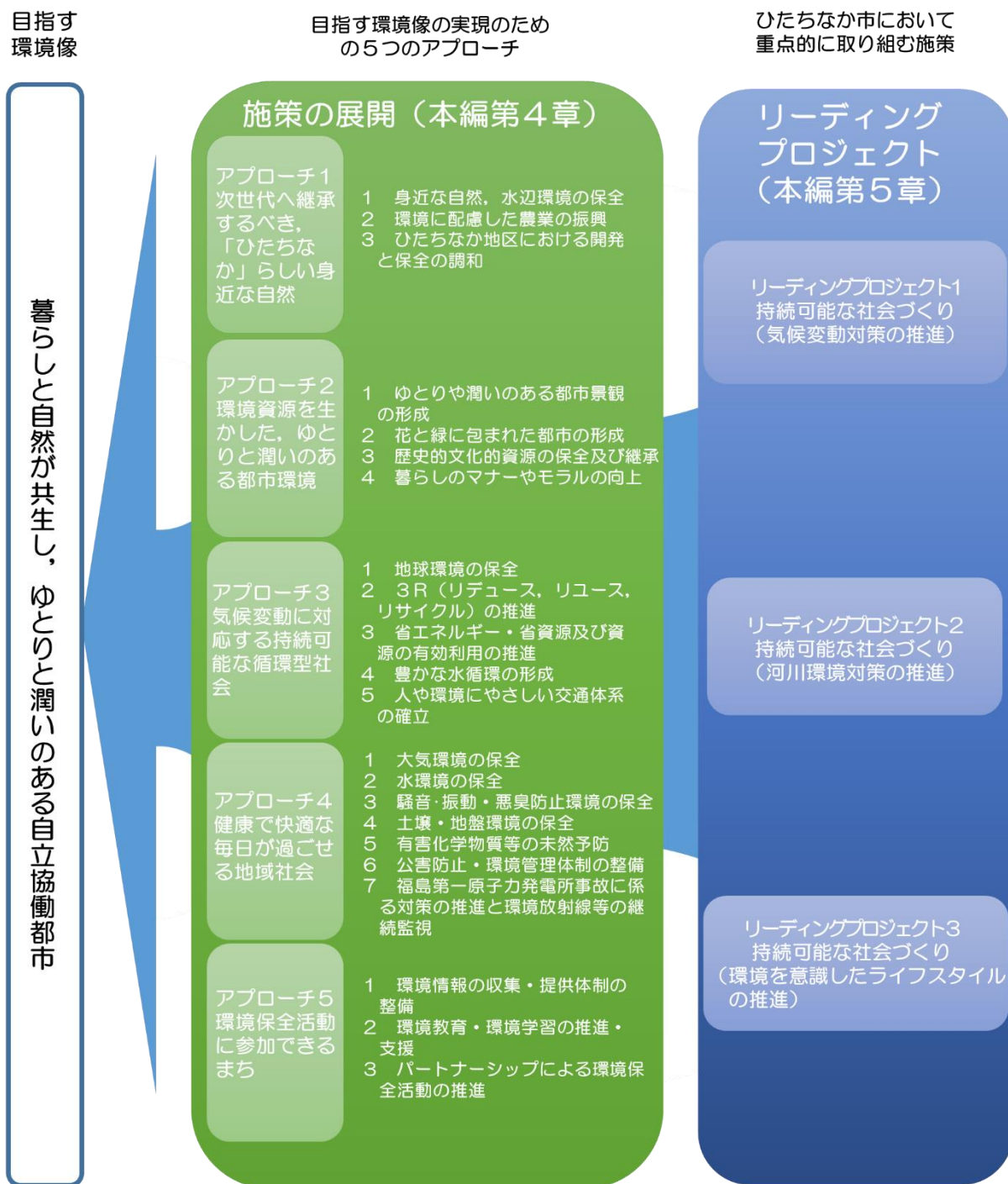
アプローチ		
1	自然環境	次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然
2	都市環境	環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境
3	地球環境 循環型社会	気候変動に対応する持続可能な循環型社会
4	生活環境	健康で快適な毎日が過ごせる地域社会
5	パートナーシップ	環境保全活動に参加できるまち

また、各アプローチと特に関連性が深い SDGs の目標を示し、重点的に取組を進め、関連する計画指標を達成することで、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現を目指すこととします。

アプローチ		SDGs との関連性	
1	次世代へ継承すべき、「ひたちなか」らしい身近な自然	 6 安全な水とトイレを世界中に  14 海の豊かさを守ろう  15 陸の豊かさも守ろう	6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
2	環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境	 11 住み続けられるまちづくりを  14 海の豊かさを守ろう  15 陸の豊かさも守ろう	11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
3	気候変動に対応する持続可能な循環型社会	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  13 気候変動に具体的な対策を  12 つくる責任 つかう責任	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
4	健康で快適な毎日が過ごせる地域社会	 3 すべての人に健康と福祉を  6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
5	環境保全活動に参加できるまち	 4 質の高い教育をみんなに  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナリシップで目標を達成しよう	4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう

本計画の体系を以下の図に示します。

目指す環境像を実現するための 5 つのアプローチ中で、特に重点的に取り組む施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけます。このリーディングプロジェクトを達成することにより、目指す環境像の実現をより確実なものとしします。



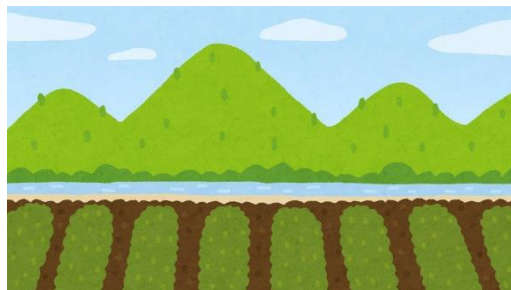
### 3 施策の展開(本編第4章)

#### ●アプローチI 『自然環境』 【次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然】

本市は、那珂川と、その河口から国営ひたち海浜公園にいたる海岸部など、豊かな自然環境や数多くの農作物を生産する優良な畑地帯など豊かな自然環境に恵まれています。特に本市のかんしょを原料にしたほしいもは日本一の生産量を誇っています。

一方、本市と東海村にまたがる「ひたちなか地区」では、県北地域振興の拠点として、国営ひたち海浜公園の整備や中核国際港湾(茨城港常陸那珂港区)などの開発が進められています。

本市の豊かな自然環境を保全するため、引き続き風致地区や緑の保存地区の指定などの施策に取り組む必要があります。また、市内の農地では、農業者の高齢化などにより遊休農地などが増加しているため、引き続き、遊休農地の有効活用など農地の流動化対策に取り組む必要があります。また、ひたちなか地区では、残された生態系を保全し、自然と発展性という優れた特徴を生かした開発を進めています。国や県、市民、事業者と連携を図りながら、引き続き、自然環境と調和のとれたひたちなか地区の開発を推進していく必要があります。



アプローチIについては、地球の長い歴史の中で受け継がれてきた豊かな自然環境を「次世代を担う子どもたちへ」と継承し、あわせて、自然と調和のとれた開発を推進していきます。



#### 具体的な施策

##### ①身近な自然、水環境の保全

- ・良好な緑地の保全
- ・水辺空間の保全
- ・生物多様性の確保
- ・自然保護意識の高揚

##### ②環境に配慮した農業の振興

- ・環境保全型農業の推進
- ・地場農業の振興
- ・農地保全の推進
- ・農業集落地域の環境整備
- ・平地林の保全

##### ③ひたちなか地区における開発と保全の調和

- ・港湾建設に伴う環境の変化の監視
- ・湿地、砂丘環境の保全と活用の推進
- ・平地林の保全



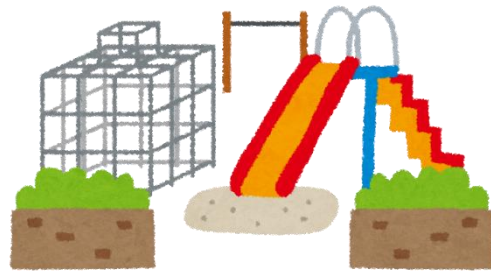
●アプローチ2 『都市環境』 【環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境】

本市では、整然と整備された市街地の街並みをはじめ、豊かな緑に包まれた台地、岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸線、那珂川などの沿岸の豊穡な田園地帯など、これらが一体となった良好な景観が形成されています。

また、良好な景観を形成するために整備された公園や緑地などは、市民の憩いやふれあいの場であるとともに、森林の植栽により洪水や土砂災害を抑制する防災機能や、緑化の推進による温室効果ガスの削減効果などの、様々な付加価値を生み出しています。

そのため本市では、良好な緑地を残し、これらの景観を保持するため、それぞれの場所に適した都市整備を進めています。都市化が進む本市では、近隣の交流や相互扶助の意識の希薄化による騒音やペットなど生活マナーに関するトラブルや、良好な景観を保持・創造するために建物等の形態や色彩を周辺の街並みと調和することなどが、課題となっています。

市民一人ひとりが快適に心地よい暮らしができるよう、生活マナーの向上を図り、景観に配慮した市民協働のまちづくりを進めていく必要があります。



アプローチ2については、優れた文化資源や海・緑などの恵まれた自然資源の保全、緑化の促進や生活マナー、モラルの向上などにより、「ゆとり」や「潤い」、「快適さ」といった要素を重視した、まちづくりを推進していきます。



具体的な施策

①ゆとりと潤いのある都市景観の形成

- ・景観に配慮したまちづくりの推進
- ・魅力ある都市空間の整備
- ・自然景観の保全と活用

②花と緑に包まれた都市の形成

- ・緑化推進体制の充実
- ・公共公益施設の緑化の推進
- ・都市公園の整備
- ・私的空間の緑化の促進

③歴史的文化的資源の保全及び継承

- ・文化財の調査、保護、保存の推進
- ・文化財愛護活動の充実

④暮らしのマナーやモラルの向上

- ・近隣に配慮した暮らしの普及
- ・不法投棄(ごみの投捨てを含む)対策の推進
- ・環境美化活動の促進
- ・観光マナーの普及

●アプローチ3 『地球環境/循環型社会』 【気候変動に対応する持続可能な循環型社会】

現在、熱中症患者の増加や豪雨災害の頻発化などに象徴される「気候変動」をはじめ、大量消費・大量廃棄による「廃棄物問題」など、私たちの生活に関わるところで環境問題は発生しており、本市も例外ではありません。

本市では、地域のリーダーとなる事業所として、「市第3次エコオフィス計画」や「ごみ処理基本計画」などを策定し、環境問題に対して様々な視点から事業を行っています。

しかし、環境問題の中でも特に気候変動については、地球規模の大きな問題となっており、この原因として考えられる温室効果ガスの削減のために、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進する必要があります。また、廃棄物問題に関しては、資源化率が国・県平均値より下回っている状況にあるため、資源化率増加へ向けた取組として分別を更に徹底するなど、引き続き3Rを推進していく必要があります。

アプローチ3については、世界的な課題でもある「気候変動」や「廃棄物問題」をはじめ、資源やエネルギーの枯渇問題など様々な問題に対し、「自分たちが出来ること」を意識して、具体的な行動を起こしていくことが求められています。



具体的な施策

①地球環境の保全

- ・温室効果ガスの排出抑制
- ・オゾン層保護対策の推進
- ・酸性雨対策の推進
- ・森林(特に熱帯林)保護対策の推進

③省エネルギー・省資源及び資源の有効利用の推進

- ・省エネルギー、省資源施策の率先実行
- ・省エネルギー、省資源推進のための意識啓発、知識の普及
- ・再生可能エネルギー利用の促進

②3R(リデュース, リユース, リサイクル)の推進

- ・公共施設での3Rの推進
- ・家庭での3Rの推進
- ・事業所での3R, 廃棄物適正処理等の推進
- ・学校等における教育の充実

④豊かな水循環の形成

- ・節水行動の推進
- ・雨水利用と水の再利用の推進
- ・合理的な水利用の推進
- ・水資源の確保

⑤人や環境にやさしい交通体系の確立

- ・環境に配慮した自動車利用の促進
- ・公共交通機関の整備及び利用促進
- ・徒歩や自転車利用の促進
- ・道路交通の円滑化

## ●アプローチ4 『生活環境』 【健康で快適な毎日が過ごせる地域社会】

本市は、1950年代後半からの高度経済成長期に起因して、産業型公害や生活型公害が進み、公害に関する相談が増えました。当時、このような問題は全国的に発生していたため、国や県において、各種公害に関する法令等が制定されました。

本市では、こうした法令等に基づき、工業排水対策と生活排水対策を行ってきました。また大気や河川、地下水、騒音などの測定を継続して行い、市域における環境問題（公害）を未然に防ぐとともに、環境問題（公害）の原因となる環境負荷を最小限に抑えるように努めています。その結果、法令等が定める環境基準については、ほとんどの場合において基準値未満に抑えることができてきましたが、一部の河川で環境基準値を超過するなどの課題が残っています。また、生活スタイルの多様化や地域の関わり方の変化などにより、従来とは異なる生活型公害が発生しています。特に、感覚公害とも言われる、近所からの生活騒音、悪臭などの相談が増加しており、新たな課題となっています。



アプローチ4については、大気汚染、水質汚濁など市民生活に直接関わる環境問題（公害）の発生を未然に防止するとともに、環境問題（公害）の原因となる環境負荷を最小限に抑えることにより、健康で快適な毎日が過ごせるまちづくりを推進していきます。



### 具体的な施策

#### ①大気環境の保全

- ・大気汚染防止対策の推進
- ・工場、事業場対策の推進

#### ②水環境の保全

- ・生活対策の推進
- ・工場、事業場対策の推進
- ・農業における汚濁負荷の低減
- ・水質監視体制の充実

#### ③騒音、信号、悪臭防止環境の保全

- ・騒音振動対策の推進
- ・悪臭防止対策の推進

#### ④土壌・地盤環境の保全

- ・土壌汚染対策の推進
- ・地盤沈下防止対策の推進

#### ⑤有害化学物質等の未然予防

- ・有害化学物質等に関する情報収集、提供
- ・有害化学物質等の適正な管理、使用、処分
- ・ダイオキシン類の発生抑制

#### ⑥公害防止・環境管理体制の整備

- ・公害防止、環境管理体制の充実
- ・中小企業への支援体制の整備
- ・ダイオキシン類の発生抑制

#### ⑦福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視

- ・福島第一原子力発電所事故に係る放射線、放射能の対策の推進
- ・茨城県東海地区環境放射線監視委員会への参画

●アプローチ5『パートナーシップ』【環境保全活動に参加できるまち】

現在、世界では、地球温暖化による気候変動をはじめとして、森林伐採による野生生物種の減少及び土地の砂漠化、工業排水や生活排水の不適正処理による水質汚濁、PM2.5等による大気汚染などの様々な環境問題が発生しており、それらの問題は国境を越え、被害が拡大し、国際社会全体で取り組むべき課題となっています。本市においても、先のアプローチで掲げたように様々な環境問題が発生しています。

環境問題の解決には、市はもとより、市民及び事業者など本市に関わる全ての人々が市域で起きているさまざまな環境問題を理解し、これに向き合うことで、環境に配慮した行動に取り組み、また、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

そのため本市では、市民や事業者等に対し環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全活動に取り組むために必要となる知識や技術を広めるため、市職員によるふれあい講座や、学校に市職員を派遣し授業を行う出前講座などの事業を行っています。

また、小中学校、団体、事業者などが環境に関する取組を発表する環境シンポジウムを開催するなど、日頃の環境保全活動の成果を、市民全体に発表する場を創出しています。

今後は、市、市民、事業者が、現在発生している環境問題やそれぞれの役割等を認識したうえで、持続可能なまちづくりに一体となって取り組んで行く必要があります。



アプローチ5については、市だけでなく、市民や事業者などを含めたすべての主体が当事者意識を持って、気候変動や廃棄物問題、身近な自然の減少などの環境問題に対して一体となって取り組んでいきます。



具体的な施策

- ①環境情報の収集・提供体制の整備
  - ・環境情報収集体制の整備
  - ・環境情報発信イベント等の開催、支援

- ②環境教育・環境学習の推進と人材育成
  - ・環境教育、環境学習の推進、支援
  - ・環境教育を推進する人材の育成

- ③パートナーシップによる環境保全活動の推進
  - ・環境保全活動をパートナーシップにより推進
  - ・広域連携による取組の推進

## 4 リーディングプロジェクト(本編第5章)

### ●気候変動対策の推進

市全体の温室効果ガスの排出削減に取り組むため、本計画では、新たに、市域から排出される温室効果ガスの削減を目標に掲げ、2030年度までに2013年度比で26%削減することとします。

また、本計画の長期的な目標として、2050年までに市域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指します。この目標の実現は、市、市民、事業者の全てが意識を共有し、ともに取り組んでいくことが必要です。そのため市は、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、市民・事業者への必要な支援や情報提供等に努めながら、持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指し、積極的にこれを推進します。

また適応策として、国の気候変動適応計画及び茨城県の地球温暖化対策実行計画に掲げられている7つの分野のなかでも、本市で特に影響が懸念される3つの分野「農業分野」、「自然災害分野」、「健康分野」を本計画に位置付け、市全体で取り組みます。



- ・気候変動の学習機会に創出による自発的な環境活動の促進【緩和策・適応策】
- ・環境活動の発表の機会や交流・連携の場の提供【緩和策・適応策】
- ・市域における温室効果ガスの排出削減【緩和策】
- ・市第3次エコオフィス計画の推進による、市施設の温室効果ガス排出量削減及び市職員のさらなる意識の向上【緩和策】
- ・再生可能エネルギーの普及啓発【緩和策】
- ・住宅用蓄電池の設置促進【緩和策・適応策】
- ・バイオマス資源の利活用の推進【緩和策】
- ・温室効果ガス削減に寄与する緑地の確保【緩和策】
- ・災害時に迅速かつ的確に行動ができるよう準備【適応策】
- ・氾濫のおそれのある河川の河道や遊水地、貯水浸透施設などの整備【適応策】
- ・気候に左右されない安定した水稻やほしいもの製造支援【適応策】
- ・熱中症や感染症など注意喚起や情報提供【適応策】

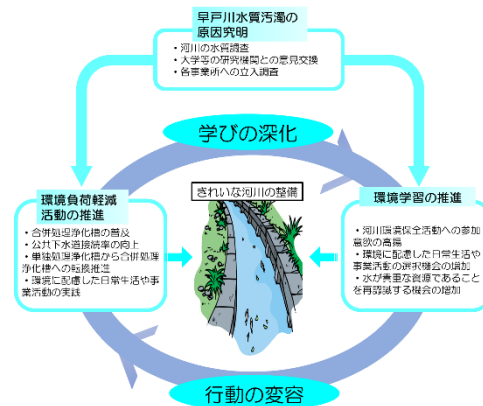
## ●河川環境対策の推進

市第2次環境基本計画(前計画)においてリーディングプロジェクトに掲げた「早戸川水質改善推進事業」では、目標値としていた環境基準値 BOD5.0mg/l を達成することが出来ませんでした。

引き続き「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画」に基づき、水質汚濁のない河川環境の整備に取り組んでいきます。

さらに、市民や事業者が水質改善のために日常生活や事業活動の中で、できることを考える機会を創出するとともに、早急に早戸川の汚濁原因の究明を行っていきます。

- ・早戸川水質汚濁の原因究明
- ・環境負荷軽減活動の推進
- ・環境学習の推進



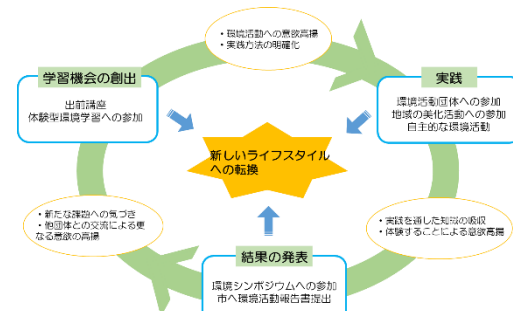
## ●環境を意識したライフスタイルの推進

今日、新型コロナウイルス感染症の流行により、在宅でできるリモートワークやオンライン会議、ネットショッピングなどに象徴される新しいライフスタイルが求められ、かつ、広まりつつあります。新しいライフスタイルでは、家庭で過ごす時間が増え、暖房・給湯・照明などの使用が増えることで、家庭からの温室効果ガスの排出量が増えていきます。そのため、一人ひとりが環境に対する意識をさらに向上させ、環境に配慮した行動をとることが求められています。

市ではこれまで、市民や事業者等への環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境活動に取り組むために必要となる知識や技術の普及・向上の機会を創出してきました。特に、小中学生をはじめとする子どもたちに対しては、環境への意識や基礎的な習慣が身につく重要な時期であるため、生涯を通じて環境保全活動に取り組むことができるよう、教科書や資料による学習だけでなく、市域の豊かな自然環境を教材とした体験型の環境学習を推進しています。

本計画においては、出前講座や、日頃の環境活動を発表する場の提供など、引き続き、環境学習推進事業に取り組みます。また、多くの市民に環境に関わる活動に参加してもらうことで、「学習機会の創出→実践→結果の発表→新たな学習機会の創出」のような循環(サイクル)を形成し、環境を意識したライフスタイルへの転換を推進します。

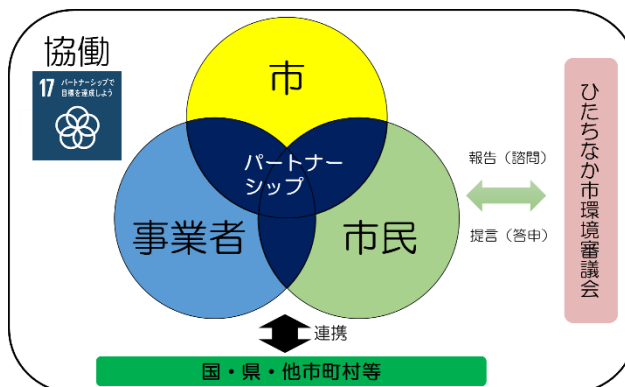
- ・環境学習の推進
- ・環境活動の情報提供の充実
- ・環境活動発表の機会の提供



## 5 計画の推進(本編第6章)

### ●計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、右図に示すような体制を形成し、市民、事業者及び市がそれぞれの役割や目標等を認識したうえで、主体的に本計画に取り組むことを目指します。また、その先頭に市が立ち、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。



### ●計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA「計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)」を繰り返すことによって進行管理を行います。

なお、本計画の進捗状況や検証は、常に市民などに公開するとともに、ひたちなか市環境審議会に意見聴取を行います。

